

第1回行政改革推進委員会 議事録

日時：令和4年7月21日（木）14：00～15：05

場所：村上市役所 5階 第5会議室

【出席者】

馬場委員長、村山副委員長、田中委員、太田委員、山ノ井委員、本田委員、瀬賀委員

【欠席者】

なし

【市側】

企画戦略課 大滝課長、山田参事、五十嵐室長、斎藤係長、佐藤主査

総務課 東海林課長、川崎室長

財政課 長谷部課長、榎本室長

【傍聴者】

0名

1 開 会（14：00）

（斎藤係長）

本日お忙しい中お集まりいただき大変ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第1回村上市行政改革推進委員会を開会いたします。私、この委員会の庶務担当をさせていただきます。企画戦略課の斎藤と申します。昨年度に引き続きよろしくお願いたします。日程4の報告までの間、委員会の方を進行させていただきますので、よろしくお願いたします。なお、本日、馬場委員長、瀬賀委員はオンラインでの参加となります。また、資料の差し替えと追加ということで机上に配布させていただきました。5番の令和4年度の実施内容、参考の用語解説ということで、報告の（1）村上市DXの実施についての資料の差し替えになります。後ほど説明がありますので、よろしくお願いたします。

2 委嘱状の交付

（斎藤係長）

日程2、委嘱状の交付になります。資料1の委員名簿をご覧ください。本委員会の委員のうち、お

一人につきましては、第四北越銀行様の村上支店長様にお願いをしていますが、令和4年3月1日付けで支店長様の交代がございましたので、村上市行政改革推進委員会条例第3条第3項の規定により、新たに支店長とられました田中憲一様を新任委員として委嘱をさせていただきます。なお、委嘱状につきましては、手交せず机の上に配布させていただいておりますので、ご了承願います。

ここで、新任委員がいらっしゃいますので、自己紹介をお願いします。委員名簿1番の委員長から順に自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

(斎藤係長)

4月1日付けの人事異動で事務局体制に変更がありましたので、紹介をさせていただきます。

【事務局自己紹介】

(斎藤係長)

委員の出席状況を報告致します。本日の出席委員は7名で、定数全員の出席となっておりますので、本日の委員会が成立していることを報告いたします。

3 委員長あいさつ

(斎藤係長)

日程3、委員長あいさつです。委員長、よろしくお願いたします。

(委員長)

改めまして、皆さん今日はお集まりいただきましてありがとうございます。この委員会は二つの役割を担っているかと思えます。一つは純粹技術的に行政内部において、どのように行政改革を進めていくのかという側面、つまり内部管理上の問題を直接見るって側面が一つ、もう一つの側面はそれがどのように市民に対して影響を及ぼすのか、そして、その市民にとってそれがプラスなのかマイナスなのか、という二つの視点から見て行くということになると思えます。したがって、ある意味で技術的に難解な部分もあるかと思えますが、そういう点についてはもう一つの視点である、市民の側に立った場合にそれが分かりやすいのかというような点で、皆さんからご意見いただけたらいいのではないかと考えております。この後、継続してこの委員会でご議論いただくことになるかと思えますが、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

(斎藤係長)

ありがとうございました。ここで条例第5条の規定によりまして議長を交代いたします。委員長、よろしくお願いたします。

4 報 告

(委員長)

日程4、報告に入らせていただきます。(1)村上市DXの取組について事務局よりご説明をお願いします。よろしくお願いします。

(斎藤係長)

報告にあたり、今日の報告概要について事務局からお話をさせていただきます。

令和3年度に策定しました村上市行政改革大綱2022では、行政改革の基本的な考えとして、市民の福祉増進を将来にわたり実現するために少子高齢化、社会経済動向など、あらゆる時代の変化にも的確に対応する持続するまちであり続けることを理念とし、安定した財政運営の基盤として行政サービスの改善と向上、公共施設の適正管理、効率的な行政組織を、体系図にあるとおり、この三つを重点政策に掲げ取り組んでいます。本日の委員会では、この重点施策のうち、行政サービスの改善と向上、それから公共施設の適正管理について、この中の自治体DXの推進、それから公共施設マネジメントプログラムの取組につきまして、現在の取組状況を中心に報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして山田参事から報告をお願いいたします。

(山田参事)

村上市のデジタル・トランスフォーメーションについて資料2をご覧ください。国の動きです。デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が令和2年12月に閣議決定され、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル化の考え方の方針が示されました。この方針では、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せができる社会に、誰一人残さない、人に優しいデジタル化という将来像が示されています。12月には自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定され、自治体が重点的に取り組むべき事項を明示しました。期間は令和7年度までの5年間、この取組事項は、自治体情報システムの標準化、共通化。マイナンバーカードの普及促進。行政手続のオンライン化。AI、RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の他に取り組むべき事項として、こちらの1から4が示されており、令和3年9月にはデジタル庁が設置され、これにより様々な法制度を含めて見直しの議論が行われています。令和3年12月24日、デジタル社会の実現に向けた重点計画が策定され、基本的な事項が示されて、それに基づいてDXを進めているところです。

2ページ、なぜ今DXなのかということですが、皆さまご承知のように少子高齢化が進んでいます。生産年齢人口の減少により税収減も見込まれていきます。その他、福祉サービスなどの社会保障費も増加傾向にあり、住民のニーズも多様化し、財政負担が懸念されます。人々のライフスタイルの多様化や少子高齢化により自治体が抱える課題は山積し、職員が担うべき業務が増大することが懸念されています。

デジタル化により業務の効率化を図り、人的資源サービスを行政サービスの更なる向上に繋げていくということで、DXを進めています。また、村上市は広大な面積があります。すべての市民に等

しく行政サービスを提供するために、デジタル技術やA Iを活用して地域の地理的条件を克服し、誰もが利便性や快適性を享受できる効果的な住民サービスの提供を行う必要があるという理由でDXを進めていきます。DXとは何かといいますとDはデジタル化です。Xのトランスフォーメーションは変革を意味します。DXは、単にデジタル化ではなくて、今のデジタル技術の活用などで根本的に変革する、デジタルよりもエックスの変革の方が大事だとされています。

3ページをご覧ください。村上市におけるDXの取組方針です。この方針は令和4年3月に策定しました。村上市DX推進方針の位置づけですが、村上市DX推進方針は国の法律、国の推進計画などの整合性を図りながら本市のDXを推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。位置づけは村上市の最上位計画である第三次総合計画における将来像、「あふれる笑顔のまち」の実現に向けて、村上市総合戦略、村上市行政改革大綱、デジタル基本方針の理念を継承し、国の法律などの整合性を図りながら推進していくこととしております。続きまして、村上市DX推進により目指すべき姿です。目指すべき姿はスマート村上の実現です。村上市のDX推進の目的は、本市が掲げる諸課題に対してICT等を活用しつつ、行政機能やサービスを効率化、高度化し、市民誰もが生活の利便性や快適性を享受できるとともに、安心安全に暮らせるまちを実現することにあります。そのために、生産性の向上、前例主義からの脱却、ICTの積極的活用により行政サービスの抜本的見直し、市民とともに行政サービスを持続的にアップデート、より良いものに更新するというような状態を目指しております。

4ページ、DX基本方針には①自治体DXと地域DXの推進、②業務プロセス改革による「原則オンライン化」、③サービスデザイン思考による「利便性向上と事務効率化の両立」、三つの方針を掲げています。自治体DXは、ICTを活用し業務改革を行うことによって事務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるというものです。地域DXは、地域における課題に対してICTを活用して改革を図るとともに、オープンデータなどによって、民間の力を活用して地域社会のデジタル化を図り、合わせてデジタルデバйд対策、高齢者などのデジタルがちょっと苦手という方についての支援をするものであります。二つ目の業務プロセス改革による原則オンライン化ですが、国の進めるオンライン化に、特に国民の利便性向上に資する31の手続がございます。これは、子育てや介護についてマイナポータルかマイナンバーカードを使い、オンライン手続をするというものです。国で示されたほかに市独自で手続についてもオンライン化を図ります。③サービスデザイン思考による利便性向上と事務効率化の両立です。サービスデザイン思考というのが聞きなれないと思いますが、サービスデザイン思考というのは、サービスの現状における課題をデザイン思考で解決するという考え方で、デザイナーがデザインをするときに、その人がどんなものをつくりたいのかというような、利用者目線に立って考えるという考え方、この考え方を使って進めていくというものです。市民が利用者から見て、この利用者がすぐに使える簡単で便利な行政サービスということで、市民目線を大事にしながら、行政サービスの利便性の向上と事務の効率化を図るという考え方です。次にDX推進体制であります。最高情報統括責任者CIO、村上市の場合は副市長ですが、こちらと本部長の市長を中心にDX推進本部という機関を設置し、進捗管理などを行ないながら取組を進めていきます。必要に応じて横断的に話し合い、協議ができるような検討部会などもこちらの方で設けております。CIO補佐官として民間の有識者から助言をいただきながら進めています。

5 ページ、村上市DX全体のスケジュールです。左側の方が主に村上市のDXの取組で、この他に国で進めるものがあります。国の自治体DX推進計画に基づく取組では、子育て、介護関係などの27手続についてオンライン化を進めており、今年度中にオンライン化する予定です。このほか標準化、共通化ですが、この業務は、国の基準、仕様に合わせてシステムを標準化して、ガバメントクラウドに移る計画で令和7年度を目標としています。左側の村上市の取組から説明します。個別実行計画は本年度業務量調査を行い業務の棚卸を行い、この結果を踏まえて、個別の実行計画を作成することとしております。今後も見直しを行いながら進めていくこととしております。次にBPRの取り組みです。ビジネス・プロセス・リエンジニアリングということで、業務改革のことを示します。業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化するというのがBPRであります。この視点から業務の再構築を図るということで、その作業の見直しだけではなく継続的に行っていくこととしています。次の段の行政手続のオンライン化。こちらは先ほど申しましたが、国の進める27手続以外の村上市独自で進めるもので、令和5年度の運用を目指しています。次にAI、RPAの活用ですが、AIというのは皆さん聞いたことがあると思いますが、人工知能、人間にしかできなかった、できないような知的な作業を、コンピューターを中心とした人工的なシステムで行うものです。RPAというのがロボティック・プロセス・オートメーションのことで、人間がコンピューター操作をして行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替えることです。例えば入力作業がそうなのですが、機械的にこの数字がこちらというように、ロボットが入力作業を行うようなものになります。例えば、OCRという手書きのものをデジタルに置き換えることができるのですが、AIOCRとなるとさらに精度が高まります。そういう手書きのものをデータ化して、それをRPAで入力していく。こういうものがあると、事務の効率化が図られるということで、こういうものの導入についても検討しています。次に窓口サービスの改革です。こちらについても書かない窓口、待たない窓口などを理想として、窓口サービスのあり方を検討してデジタル技術を取り入れることで、利便性の向上を図るということです。本年度はこちらについて検討部会を設置しているところです。続きまして、テレワークの推進です。テレワークというのが、情報技術を活用した時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方です。簡単に言うと在宅勤務ですとかサテライトオフィスなど別な場所で仕事をするようなものです。こちらについては令和4年度から運用を開始しています。次にマイナンバーカードの普及です。マイナンバーカードを活用したコンビニ交付など、市民が利便性を感じるような行政サービスを検討するとしています。こちらについても令和4年に検討部会を設置しております。マイナンバーカードですが、国では今年度中に全ての方にカードが行き渡るようにということを目指していますが、実は、令和4年5月末現在の国の交付率が44.7%。そういう状態で新潟県がかなり低く38.06%、村上市が36.16%ということで遅れが見えているので、この辺についても村上市では重点的に交付率の拡大に取り組んでいるところです。続きまして、セキュリティ対策です。セキュリティポリシーというのが、組織全体のルールからどんな情報資産をどのような脅威から守るかという基本的な考え方です。セキュリティポリシーを確保するための運用規定、方針など、そちらについても随時見直しや研修を行っており、今後行うことにしております。次はデジタルデバイト対策です。デジタルデバイトというのは、コンピューターや情報技術を用いたりするのが、使いこなしができる人と、苦手な方に生じる格差のことを言います。高齢者など、スマホを使うのが苦手な方々に操作の助言、デジタル活用の支援を行って

く、こちらについても今年度から少しずつ実施しています。次にオープンデータの活用です。オープンデータというのは、誰でも自由に入手、加工ができるような公開されるデータということで、そちらについて計画では令和7年度からということですが、本年度から少しずつ取り組んでおります。こちらの中にEBPMという言葉が出ていますが、これは、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングと言いまして、根拠や証拠に基づく政策立案という意味です。データに基づいて政策の決定を行うものであります。一番下のICTを活用した地域の課題解決、これが先ほど申し上げました、地域DXの取組であります。こちらについても令和7年度から行うこととしておりますが、今年度も地域DX検討部会を立ち上げまして準備を始めています。全体的なスケジュールは以上のとおりです。

次に今年度の取組ということで、本日お配りしたカラーのものをご覧いただければと思いますが、赤色で書いてあるところが、市民の方に関係したものの取組です。3番、マイナンバーカードの普及ではマイナンバーカードを使ってコンビニでも証明等が取れるように準備を進めております。住民票の写し、印鑑証明、所得証明、戸籍、戸籍の附票等について、来年の2月の運用開始を目指して準備を進めているところです。そのほかマイナンバーカードを活用したサービスということで、先ほど申しましたが、検討部会で検討しているところです。5番、行政手続のオンライン化、特に国民の利便性向上に資する手続、27手続をオンライン化しますということで、子育て関係、例えば妊娠届など子育ての関係の届出、介護認定の届出などをぴったりサービスというマイナンバーカードを使い申請するものです。アプリをダウンロードし入力して申請することができますが、27手続が申請できる状態になっています。8番のデジタルデバインド対策は、本年度は出前講座によるスマホ教室、高齢者向けのスマホ教室というものを計画しています。市内の5地区公民館で9月から実施する予定となっております。9番のオープンデータの活用についても先ほど説明をしましたが、今のところ、国土地理院の指定避難場所と公共交通の関係だけですが、随時載せていくこととしております。そして窓口サービスの改革で先ほど申し上げましたが、書かない窓口、待たない窓口などを理想とするものということで、窓口サービス検討部会を設けて検討しています。次のキャッシュレス化ですが、手数料、使用料のキャッシュレス化を検討するというので、7月1日から、スケートパークと保育園の一時預かりで使えるようにしました。今後、使い方とか事務の流れを検証しながら進めて行く予定です。次のアプリの導入ですが、ここにありますように子育て、障がい者に関するアプリ導入も検討しています。一番下にあります地域DXの推進ということで、こちらは、DXを取入れたいがどうしていいかわからない、というような企業を支援するという事業に取り組んでいきます。

次に、個別実行計画策定で全庁業務量調査を実施しますが、先ほど事務局から説明申し上げましたけれども、昨年度策定した行政改革大綱2022の重点政策の3つのうちのひとつ、行政サービスの改善と向上の中に事務改善がありますがこれにあたります。事務事業は自律によって評価し、共有し、改善して行くものです。今年度実施する全庁業務量調査というのが全業務を可視化して業務を見直し、デジタル化できるものはデジタル化に置き換え、廃止を含めてその過程を見直す業務改革を行うというものです。流れはこのようなものになっております。①の業務量調査は6月までに実施します。今後、その結果をもとに分析しますが、職員でなければできないもの、それから職員でなくてもできるものが調査によって可視化されます。職員でなくてもできるものをデジタル化する、

あるいはデジタル化でも不要な工程は見直して廃止するなど業務の効率化を行い、職員しかできない業務に専念して、住民サービスの向上につなげていくというものです。このように、一連の流れを繰り返して少しずつ改革して行くというのがこの業務量調査であります。ここにありますが、この小さなXの積み重ねにより職員の働き方改革が進み、生産性が高まる。そして住民サービスが向上し、市民が利便性を享受できる村上市にトランスフォーメーションするというものです。

このようにDXの取組ですが、先ほどのキャッシュレスの取組のように、小さいところからスタートし、その後で改革、見直ししながら、横に進めて大きく広げていくというのがDXの取組となります。これで説明を終わります。

(委員長)

今までのところ、少し長いお話で、かつ横文字がたくさんあったので分かりにくい部分もあるかと思いますが、何かご質問、ご意見等があれば出していただければと思います。いかがでしょうか。

僕の方からコメントで、事前にお送りいただいた時にお話をさせていただきましたが、最初にもお話したように、市民向けにこういうことになるというのが一つあるかと思いますが、それとは別に、庁内で事務の効率化が図られていくという2フェーズがあるかと思うので、その点について、今後資料を作るときに、業務量が減るとほかの仕事ができて市民にとって良くなる、業務負担をうまく再配分できるというのが一つ、それと別に、業務が直接市民に対して、例えば、マイナンバーカードを使うことでサービス提供が手軽に、住民がアクセスすることができるようになる、自分の情報にアクセスすることができるようになるという方向性と二つあるかと思うので、内部でもどちらを向いているのかというのを考えながらやっていただくと、市民にとってありがたいと思いますし、ここでも議論がしやすくなると思うので、少しお考えいただけたらいいのではないかと考えています。よろしくお願いします。

(山田参事)

ありがとうございました。今のお話を参考に進めていきたいと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして(2)公共施設マネジメントプログラムの取組について、事務局よりご説明をよろしくお願いします。

(五十嵐室長)

公共施設マネジメントプログラムの取組についてご説明します。公共施設マネジメントプログラムにつきましては、昨年、第1回委員会の中で、市長から概要をご報告申し上げましたが、本日は、昨年度の取組による成果と、取組の中で新たな課題が出てきましたので、本年6月に時点修正を行いました。その概要についてご報告させていただきます。

初めにA3カラーの方から説明します。表紙のところに本市の施策のロードマップを掲載しています。第3次村上市総合計画につきましては本年4月からスタートしています。それと合わせまして、昨年まとめました行政改革大綱2022もこの総合計画の重点戦略の一つとして4月から動き

出しました。その二段下に公共施設マネジメントプログラムがありますが、こちらが今日説明するものです。こちらは令和3年3月に公表しまして、令和3年、4年を重点期間と位置付けて取り組んでいます。合わせまして、公共施設マネジメントプログラムのベースとなる公共施設等総合管理計画は30年間の計画ですが、策定から5年経過したということで令和3年度に改定作業を行ったところです。真ん中のページの右上の方をご覧ください。行政改革の取組という欄がありますが、行政改革大綱2022で本市が進める行政改革の基本的な考え方を明確にさせていただきました。このことを踏まえ、この部分を全て差し替えました。行政改革大綱2022では持続するまちであり続けることを理念として、安定した財政運営を基盤に重点施策の三つの柱に取り組むことになっております。公共施設マネジメントプログラムは、このうちの公共施設の適正管理に該当するものです。最後のページをご覧ください。こちらの方に施設の方向性を表で記載しております。こちらの取組の中で施設の方向性を修正したものが何施設かありますので、数値を修正いたしました。合わせて、令和3年度中の取組によって所期に目的とした取組内容が完了したものが13施設あります。こちらは一番右側に欄を設けて明示しました。

次に、A4の冊子をご覧ください。この冊子には取組対象となっている461施設の方向性や具体的な取組内容、ロードマップなどを記載しています。令和3年度の取組を踏まえまして、修正した箇所については茶色の太字で記載しています。本日は主なものをご説明しますので、詳細については後ほどご覧いただきたいと思います。

7ページ、8ページをご覧ください。ナンバー22から25まで集落集会施設について記載がありますが、22から24の小俣集落センター、温出地域農村研修センター、府屋駅前ふれあいセンターにつきましては、本年の3月末で地元の自治会に建物を無償譲渡する手続が完了いたしました。また、ナンバー25の北中生活改善センターにつきましても、地元の北中集落で新たに別の集落集会施設を建てたということで、この建物につきましては用途廃止を行いました。この集落集会施設4施設が取組完了したことにより、平成20年に村上市が合併した際に70施設、市が建てて地元集落が使ってる集落集会施設がありましたが、それはすべて地元自治会へ移譲するか廃止の手続が完了したということになります。

9ページ、ナンバー26やまびこの家についてご説明します。やまびこの家については村上保健所に隣接する道路沿いにある建物で、創作的活動や生産活動を行う精神障害者福祉施設です。この施設は、はまなす病院などを運営している責善会が指定管理者として管理をしていました。やまびこの家で行っている機能につきまして、今年度から地域生活支援センターはまなすで業務委託という形で実施することになりましたので、やまびこの家は昨年度末をもって廃止しました。建物は平成元年に建設されたもので状態は比較的良好ですので、現在の建物の有効活用ができないか検討しています。

10ページをご覧ください。ナンバー30村上市コミュニティデイホームです。この施設につきましては平成11年に寄附を受けた鍛冶町にある町屋造りの建物で、市の歴史的風致形成建造物に指定されています。現在の運営状況としては、寄附者の意向もあり高齢者の福祉施設として活用していますし、人形様巡りと町屋観光のおやすみ処での利用もしています。この建物は市街地の中心部に位置しており、単なる観光の休憩所だけでなくもっと利活用できないかということで、物産や観光PRする観光資源として活用することがさらに建物を有効活用につながるものと考え、令和5

年4月から観光施設に用途変更することといたしました。現在は、指定管理でレクリエーション協会が管理運営していますが、新たな指定管理者を選定する手続を進めているところです。用途変更後は、町屋造りの観光案内所として運営することとしております。加えまして、修学旅行の班別行動の休憩所とか、町屋の建物の中で飲食しながら祭り見学ができるような旅行商品の提供も計画しています。

14ページ、15ページをご覧ください。市のデイサービスセンターについて記載があります。ナンバー40の瀬波デイサービスセンターは平成4年に建設されたものですが、海岸沿いに立地しているということもあり、塩害による劣化が激しく改修は困難であると判断し令和4年3月末をもって用途を廃止しました。瀬波デイサービスセンターを廃止することとなり、利用者の受け皿を確保するために、ナンバー47上海府デイサービスセンターに特殊浴槽を導入して受け皿の確保に努めております。また、41から46のデイサービスセンターですが、全て村上市の社会福祉協議会を指定管理者として運営しております。これらは、設立以来、指定管理という形、業務委託という形がありますけれども、社会福祉協議会で施設を運営していただいたという経緯もありますので、建物ごと福祉協議会に譲渡するような形で民営化が可能でないかということを確認しています。

44ページをご覧ください。ナンバー164村上高等職業訓練校の記載があります。村上高等職業訓練校は下相川地内ですが山辺里インターの近くにある建物で、鉄筋コンクリート造の二階建てで昭和45年に建設されました。設立当初は、建築関連や漆器関連等の訓練生が多かったのですが、学生の進学率の向上など様々な要因により生徒が少ない状況が続いていました。令和2年度には、職業訓練校の運営を担っていた職業訓練法人村上職業訓練協会の方から、令和4年3月末を以って協会を解散するというお話がありました。市としても、その後の運営方針等を検討しましたが、職業訓練校の役割を終えたものと判断しまして、令和4年3月をもって施設を廃止することとなっています。廃止後の建物は少し古いですが立地条件が良いので、村上市社会福祉協議会に無償で貸し付けています。それにより、4月から市役所の一階に福祉協議会が入っていましたが、そちらに移転いたしました。さらに、緑町にヘルパーステーションというヘルパーの拠点となる施設として旧緑町保育園を使っていたのですが、職業訓練校の跡地に移転する予定もあると聞いております。

いろいろな施設の説明をすれば良いのですが、主な施設の説明だけ申し上げました。行政改革大綱2022にあるとおり、持続するまちであり続けるためには、すべての行政コストを検証した上で確実に行政改革を進めていく必要があると思います。昨年度の取組については申し上げたとおりですが、引き続き461施設の利用状況とか、行政コストなどを可視化して市民の皆様との合意形成を図り、見直しを実行することとしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、公共施設マネジメントプログラムの説明を終わります。

(委員長)

ありがとうございました。公共施設の管理についてのご報告でご質問、ご意見等いかがでしょうか。大部に亘るので、なかなか全部を目通しいただくのが大変だったかと思います。基本的には、方針が変わった茶色い部分を見ていただければということでご説明いただいたと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。この後、何かお気づきの点がありましたら、随時、事務局に問い合わせをしていただければと思います。

5 次回委員会の開催について

(委員長)

次第5、次回の委員会の開催日時についてご説明を、よろしくお願いします。

(斎藤係長)

次回委員会の予定ですが、現在のところ、具体的な日にちの予定はありませんが、冬頃もう一回開催できればと考えております。今日お話をさせていただいた中で、重点政策の三つの柱の中から項目を二つピックアップして報告をさせていただきました。また、冬には重点政策のその他の取組を含めて、進捗状況を委員の皆様にご報告できるような委員会になればと考えております。また、今回は資料が多すぎて、なかなかご意見を出していただける状況を作れなかったことを事務局として反省しておりますので、市民向け、それから市民に分かりやすいような資料を提示させていただいて、また活発な議論をいただけるような体制を作っていきたいと思っております。

なお、第2回委員会の日程については決まりましたらご案内したいと思いますので、その時はよろしくお願いします。以上で説明終わります。

(委員長)

今の事務局からのご説明で、何かご意見ございましたでしょうか。こういう時にやった方がいいんじゃないとか、タイミングはいつが良いんじゃないのとか、逆に、もう少し後のほうがいいんじゃないのとかいうご意見等ございましたら。よろしいですか。それでは、今の事務局がご提案いただいた、ちょうど涼しくなって寒くなったぐらいでしょうか、というぐらいのところを想定としてご報告いただける内容を精査いただければと思います。

6 その他

(委員長)

日程6、その他ですが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

7 閉会

(委員長)

本日予定していた内容については以上になります。閉会の挨拶を副委員長、お願いします。

(副委員長)

今日は、大変たくさんの資料をご検討いただき大変な作業だったかと思えます。先日、コロナの濃厚感染者になり行動制限を受けました。その間ですが、スマホ一つあればどうにかなるんだなど

いう生活をしましたし、小学生の孫がいますが、毎日タブレットを持って帰ってきて学校の方でオンライン授業をしてくださいました。このように、便利な時代になっている、村上のDXも進んで行くんだなと思いました。言い方は悪いんですが、コロナのお陰で整備が進んだような部分もあるのではないかと考えています。ただ、これから大事なものは情報格差、ここに乘って行けない人たちを拾っていくということが大変大事になってくると思います。委員長が最初に仰ってくださいました、私たちは市民の目線でこの行政改革を見ていこう、そういう立場でこれからも委員の皆さんと進めていきたいと思っております。今日はどうもお疲れ様でした。

(委員長)

ありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。

閉会（15：05）